(七)　関西国際空港整備準備金制度について、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社が、適用事業年度において、空港用地整備費用の支出に備えるため、一定の金額を関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金の額に算入することができる制度に改組することとした。なお、この準備金については、基準事業年度等（適用事業年度の最後の事業年度をいう。以下同じ。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越されたものがある場合には、その基準事業年度等の終了の日における準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して定める期間の月数で除して計算した金額を益金の額に算入することとした。（租税特別措置法第五七条の七及び第六八条の五七関係）

(八)　沖縄の認定法人の所得の特別控除制度について、沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しを行うとともに、所得控除割合を一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の三五）に引き上げた上、その適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第六〇条及び第六八条の六三関係）

(1)　対象となる事業に情報通信産業特別地区、国際物流拠点産業集積地域又は金融業務特別地区として指定された地区以外の地域において行われるこれらの地区内において行われる事業に関連する事業を含める。

(2)　情報通信産業特別地区に係る措置について、対象となる地区を主務大臣により情報通信産業特別地区として指定された地区とする。

(3)　特別自由貿易地域に係る措置について、対象となる地区を主務大臣により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とするとともに、対象となる事業を特定国際物流拠点産業とする。

(九)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えに係る措置について、買換資産のうち土地等の範囲を特定施設（事務所等の一定の施設をいう。）の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（一定の事情があるものに限る。）で、その面積が三〇〇平方メートル以上のものに限定した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三七条～第三七条の四、第六五条の七～第六五条の九及び第六八条の七八～第六八条の八〇関係）

(一〇)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度における試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の一〇パーセントを超える試験研究費の額に係る特別税額控除を選択適用できる措置（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

(2)　海外投資等損失準備金（租税特別措置法第五五条及び第六八条の四三関係）

(3)　金属鉱業等鉱害防止準備金（租税特別措置法第二〇条、第五五条の五及び第六八条の四四関係）

(4)　特定災害防止準備金（租税特別措置法第二〇条の三、第五五条の六及び第六八条の四六関係）

(5)　交際費等の損金不算入（租税特別措置法第六一条の四及び第六八条の六六関係）

(6)　使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（租税特別措置法第六二条及び第六八条の六七関係）

(7)　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用（租税特別措置法第六六条の一三及び第六八条の九八関係）

(8)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第二八条の二、第六七条の五及び第六八条の一〇二の二関係）

(二)　共同利用施設の特別償却の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第四四条の三及び第六八条の二四関係）

(三)　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の四、第四二条の一〇及び第六八条の一四関係）

(2)　経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却（旧租税特別措置法第一三条の三、第四六条及び第六八条の三〇関係）

(3)　社会・地域貢献準備金（旧租税特別措置法第五七条の九及び第六八条の五八の二関係）

(4)　適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例（旧租税特別措置法第六八条の五関係）

3　国際課税

(一)　振替国債等の利子の課税の特例等について、非居住者又は外国法人が特定振替機関の営業所等を通じて振替記載等を受けている信託（受益者等課税信託（外国年金信託を除く。）のうち、受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債等につき支払を受ける利子等に係る非課税適用手続については、非課税適用申告書の提出は当該信託の受託者の本店等の所在地の所轄税務署長に対して行うこととする等の所要の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第五条の二及び第五条の三関係）

(二)　民間国外債等の利子の課税の特例について、特定民間国外債の要件である販売制限の対象となる特殊関係者の範囲から、民間国外債の発行者と引受契約等を締結する者（当該引受契約等を締結する他の者から当該引受契約等に基づく募集等の残部を取得する場合における当該引受契約等を締結する者に限る。）を除外することとした。（租税特別措置法第六条関係）

(三)　法人の関連者等への支払利子等（当該関連者等の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得に含まれるもの等を除く。）の額の合計額から一定の受取利子等の額の合計額を控除した残額（以下「関連者純支払利子等の額」という。）が調整所得金額（当該関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額をいう。）の五〇パーセント相当額を超える場合には、当該支払利子等の額の合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととした。（租税特別措置法第六六条の五の二、第六六条の五の三、第六八条の八九の二及び第六八条の八九の三関係）

4　資産課税

(一)　特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、森林法の改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第六九条の五及び第七〇条の八の二関係）

(二)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額（改正前一、〇〇〇万円）を次のとおり拡充した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二関係）

(1)　住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋が省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用の家屋である場合

イ　平成二四年中に住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者　一、五〇〇万円

ロ　平成二五年中に住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者　一、二〇〇万円

ハ　平成二六年中に住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者　一、〇〇〇万円

(2)　住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋が右記(1)の住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合

イ　平成二四年中に住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者　一、〇〇〇万円

ロ　平成二五年中に住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者　七〇〇万円

ハ　平成二六年中に住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者　五〇〇万円

(三)　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の三関係）